

令和4年12月23日

【照会先】

福岡労働局職業安定部職業対策課

課長 梅田 孝之

課長 補佐 山崎 陽一

障害者雇用担当官 篠原 直樹

(電話) 092-434-9807

令和4年 障害者雇用状況の集計結果（福岡）

民間企業の実雇用率は過去最高の 2.29%

福岡労働局（局長：安達 栄（あだち さかえ））は、このほど、民間企業や公的機関等における、令和4年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

《ポイント》

【民間企業】法定雇用率 2.3%（※（ ）は前年の値 以下同じ）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

・雇用障害者数は1万9,757.0人（1万9,058.0人）

対前年度比 3.7%増加、対前年差 699.0人増加

・実雇用率 2.29%（2.21%）

対前年比 0.08ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は 50.8%（49.9%）

対前年比 0.9ポイント上昇

【公的機関】法定雇用率 2.6%（県などの教育委員会は 2.5%）

・福岡県の機関：雇用障害者数 297.0人（294.0人）

実雇用率 3.24%（3.24%）

・市町村の機関：雇用障害者数 1,390.0人（1,359.5人）

実雇用率 2.74%（2.69%）

・県などの教育委員会：雇用障害者数 336.5人（386.5人）

実雇用率 1.84%（2.12%）

【独立行政法人等】法定雇用率 2.6%

・雇用障害者数 288.0人（296.0人）、実雇用率 2.61%（2.68%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は1万9,757.0人で、前年より3.7%（699.0人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は11,809.5人（対前年比0.9%減）、知的障害者は4,030.5人（同5.0%増）、精神障害者は3,917.0人（同18.6%増）と、身体障害者は前年より減少し、知的障害者と精神障害者は増加したが、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.29%（前年は2.21%）、法定雇用率達成企業の割合は50.8%（同49.9%）であった。

〔総括表1（7頁）、グラフ（9頁）、詳細表1（1）（10頁）〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で3,146.5人（前年は2,866.5人）、100～300人未満で4,852.5人（同4,756.0人）、300～500人未満で2,148.5人（同2,135.5人）、500～1,000人未満で2,166.0人（同2,160.5人）、1,000人以上で7,443.5人（同7,139.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満で2.29%（同2.09%）、100～300人未満で2.22%（同2.17%）、300～500人未満で2.26%（同2.21%）、500～1,000人未満で2.19%（同2.14%）、1,000人以上で2.37%（同2.32%）となった。
なお、1,000人以上規模では、法定雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満が48.7%（同48.9%）、100～300人未満で54.1%（同53.6%）、300～500人未満で47.1%（同44.2%）、500～1,000人未満で46.5%（同39.8%）、1,000人以上で63.4%（同50.9%）となった。

〔詳細表1（2）（11頁）〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の実雇用率では、「農、林業、漁業」（3.68%）、「鉱業、採石業、砂利採取業」（71.13%）「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.37%）「運輸業、郵便業」（2.33%）「医療、福祉」（3.31%）が法定雇用率を上回っている。

〔詳細表1（3）（12頁）〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和4年の法定雇用率未達成企業は2,029社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、68.2%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は1,152社であり、未達成企業に占める割合は、56.8%となっている。

〔詳細表1（4）（16頁）〕

2 地方公共団体における在職状況

○ 福岡県の機関（法定雇用率2.6%）

福岡県の機関に在職している障害者の数は297.0人で、前年より1.0%、3.0人増加し、実雇用率は3.24%と、前年と同じとなった。

なお、福岡県の機関は、2機関とも法定雇用率を達成している。

〔総括表2（1）（7頁）、詳細表2（1）（18頁）、4（1）（24頁）〕

○ 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

市町村の機関に在職している障害者の数は1390.0人で、前年より2.2%、30.5人増加しており、実雇用率は2.74%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

なお、市町村の機関は、85機関中73機関が法定雇用率を達成している。

〔総括表2（2）（7頁）、詳細表2（2）（19頁）、4（2）（25～27頁）〕

○ 県などの教育委員会（法定雇用率2.5%）

県などの教育委員会に在職している障害者の数は336.5人で、前年より12.9%、50.0人減少しており、実雇用率は1.84%と、前年に比べ0.28ポイント低下した。

なお、県などの教育委員会は、2機関中1機関が法定雇用率を達成している。

〔総括表2（3）（7頁）、詳細表2（3）（20頁）、4（3）（27頁）〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.6%）に雇用されている障害者の数は288.0人で、前年より2.7%、8.0人減少しており、実雇用率は2.61%と、前年に比べ、0.07ポイント低下した。

なお、独立行政法人等は、18法人のうち16法人が法定雇用率を達成している。

〔総括表3（8頁）、詳細表3（21～22頁）、4（4）（5）（28頁）〕

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.3%
 - (43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.6%
 - 〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6%
- (38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5%
- (40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

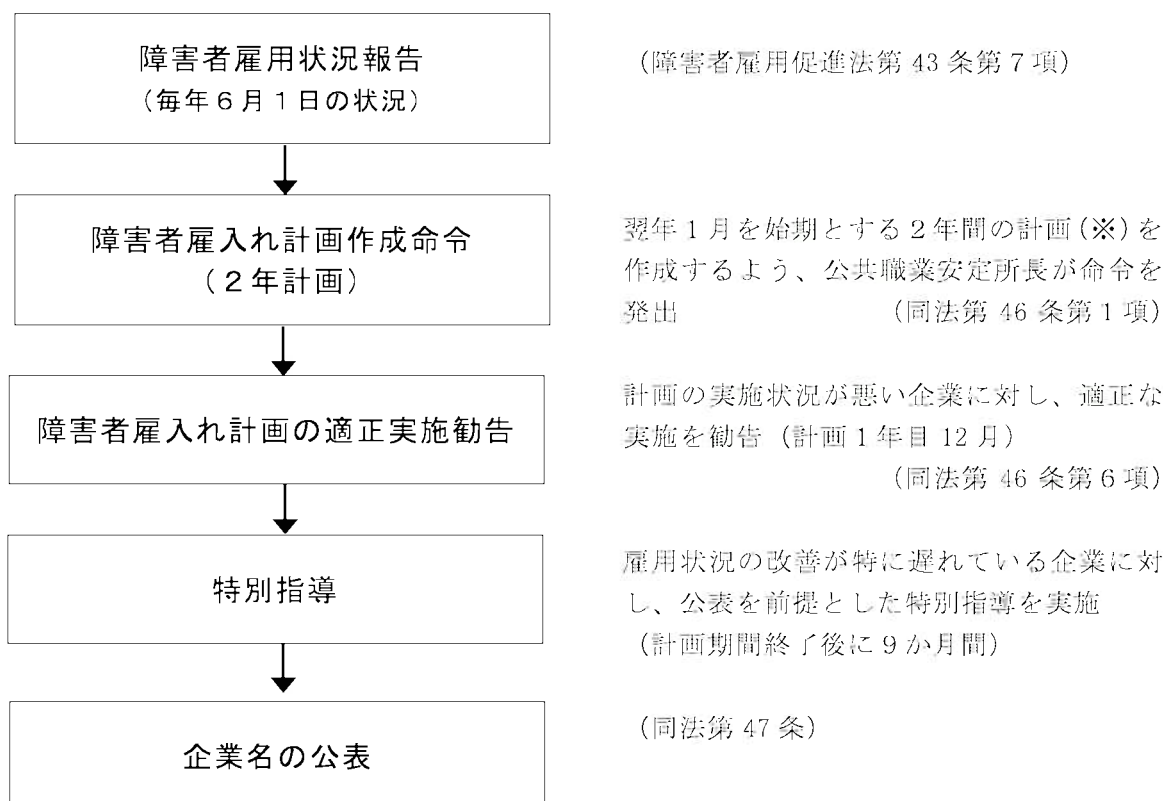
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に
 対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和3年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出0社(全国394社)
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」0社(全国72社)
 - * 「特別指導」の実施0社(全国36社)
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業3社(全国465社)
- 企業名の公表(全国)

24年度	0社	29年度	0社
25年度	0社	30年度	0社
26年度	8社	元年度	0社
27年度	0社	2年度	1社
28年度	2社	3年度	6社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間3年間から2年間に短縮している。

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況(目次)

〈総括表〉

1 民間企業における雇用状況	7
2 地方公共団体における在職状況	
(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)	7
(2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)	7
(3) 県などの教育委員会(法定雇用率2.5%)	7
3 独立行政法人等における雇用状況	8

〈グラフ〉

民間企業における障害者雇用の推移	9
------------------	---

〈詳細表〉

1 民間企業における雇用状況	
(1) 県内民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)	10
(2) 企業規模別の雇用状況	11
(3) 産業別の雇用状況	12
(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	16
2 地方公共団体における在職状況	
(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)	18
(2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)	19
(3) 法定雇用率2.5%が適用される県などの教育委員会	20
3 独立行政法人等における雇用状況	
(1) 概況(法定雇用率2.6%)	21
(2) 障害種別雇用状況	22
4 公的機関の各機関の状況	
(1) 都道府県の機関の状況(法定雇用率2.6%)	24
(2) 市町村の状況(法定雇用率2.6%)	25
(3) 法定雇用率2.5%が適用される県などの教育委員会の状況	27
(4) 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)	28

総括表

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合	
民間企業	全国	27,281,606.5 人	613,958.0 人	2.25 %	52,007 / 107,691	48.3 %
		(27,156,780.5 人)	(597,786.0 人)	(2.20 %)	(50,306 / 106,924)	(47.0 %)
福岡		863,559.5 人	19,757.0 人	2.29 %	2,094 / 4,123	50.8 %
		(861,513.5 人)	(19,058.0 人)	(2.21 %)	(2,056 / 4,118)	(49.9 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合	
都道府県の機関	全国	363,592.0 人	10,409.0 人	2.86 %	153 / 164	93.3 %
		(361,308.0 人)	(10,143.5 人)	(2.81 %)	(143 / 160)	(89.4 %)
福岡		9,161.0 人	297.0 人	3.24 %	2 / 2	100.0 %
		(9,076.5 人)	(294.0 人)	(3.24 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合	
市町村の機関	全国	1,341,687.5 人	34,535.5 人	2.57 %	1,846 / 2,462	75.0 %
		(1,329,895.5 人)	(33,369.5 人)	(2.51 %)	(1,763 / 2,477)	(71.2 %)
福岡		50,801.0 人	1,390.0 人	2.74 %	73 / 85	85.9 %
		(50,566.0 人)	(1,359.5 人)	(2.69 %)	(75 / 85)	(88.2 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうち2機関は、令和3年12月1日までに達成済み。

(3) 県などの教育委員会(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合	
都道府県等の教育委員会	全国	726,284.5 人	16,501.0 人	2.27 %	58 / 95	61.1 %
		(729,403.5 人)	(16,106.5 人)	(2.21 %)	(50 / 99)	(50.5 %)
福岡		18,251.5 人	336.5 人	1.84 %	1 / 2	50.0 %
		(18,201.0 人)	(386.5 人)	(2.12 %)	(1 / 2)	(50.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法 人の数	⑤ 達成割合
全国	計	455,960.5 人 (455,189.5 人)	12,420.5 人 (12,244.5 人)	2.72 % (2.69 %)	292 / 365 (284 / 364)	80.0 % (78.0 %)
	独立行政 法人等(国立大 学法人等を除 く)	217,650.0 人 (217,385.0 人)	6,108.5 人 (6,069.5 人)	2.81 % (2.79 %)	78 / 91 (80 / 91)	85.7 % (87.9 %)
	国立大学 法人等	149,209.0 人 (149,847.5 人)	4,026.5 人 (3,998.5 人)	2.70 % (2.67 %)	70 / 86 (70 / 89)	81.4 % (78.7 %)
	地方独立行政 法人等	89,101.5 人 (87,957.0 人)	2,285.5 人 (2,176.5 人)	2.57 % (2.47 %)	144 / 188 (134 / 184)	76.6 % (72.8 %)
福岡	計	11,052.5 人 (11,063.5 人)	288.0 人 (296.0 人)	2.61 % (2.68 %)	16 / 18 (17 / 18)	88.9 % (94.4 %)
	独立行政 法人等(国立大 学法人等を除 く)	0.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	0.00 % (0.00 %)	0 / 0 (0 / 0)	0.0 % (0.0 %)
	国立大学 法人等	6,558.0 人 (6,601.0 人)	168.5 人 (177.0 人)	2.57 % (2.68 %)	2 / 3 (3 / 3)	66.7 % (100.0 %)
	地方独立 行政法人等	4,494.5 人 (4,462.5 人)	119.5 人 (119.0 人)	2.66 % (2.67 %)	14 / 15 (14 / 15)	93.3 % (93.3 %)

※国立大学法人等のうち未達成であった1機関は、令和4年12月1日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった1機関は、令和4年12月1日までに達成済み。

注1 1及びりの各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、平成30年4月以降は、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

①平成30年6月2日以後に採用された者であること

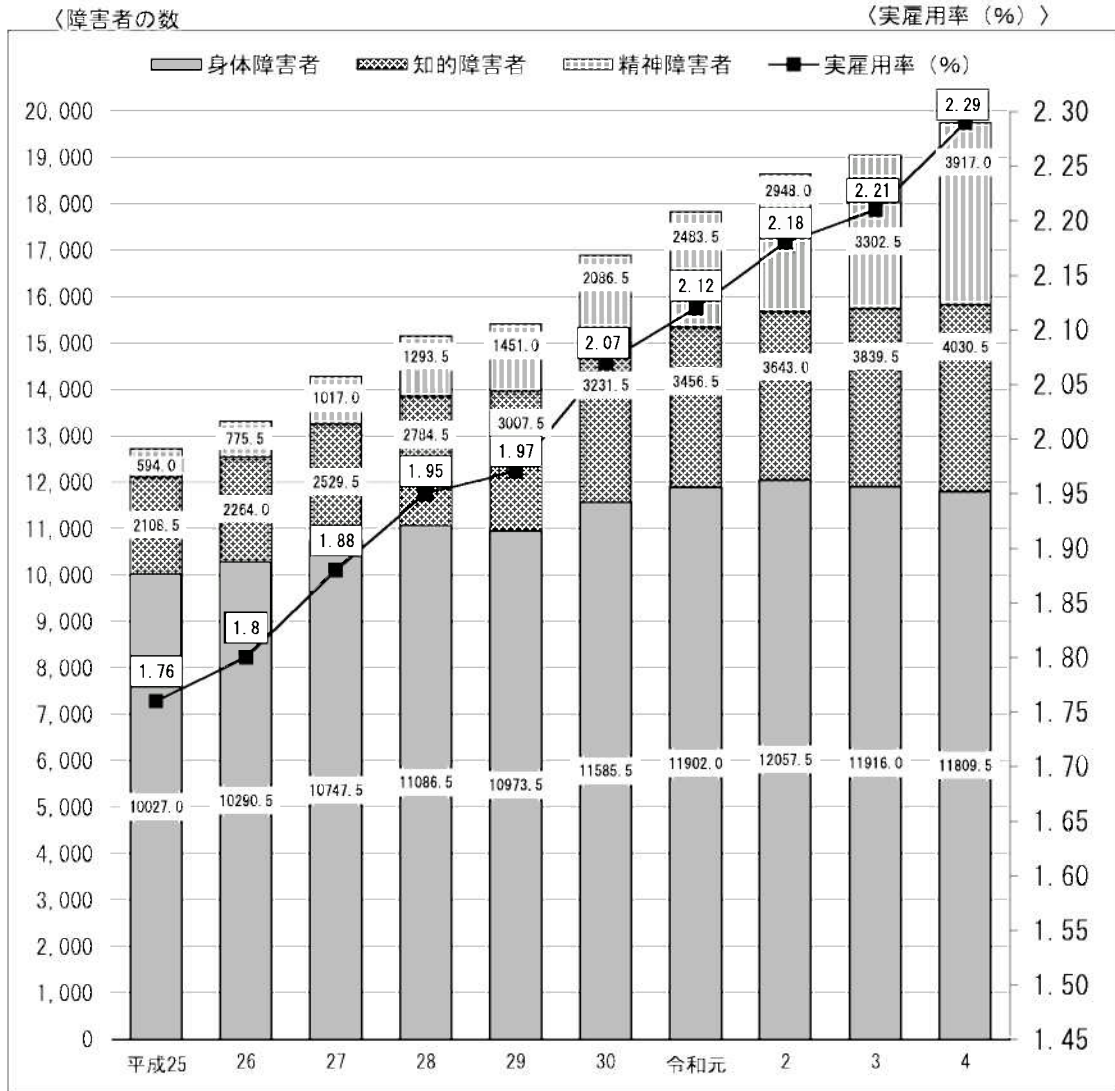
②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注5 () 内は、令和3年6月1日現在の数値である。

注6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

グラフ 民間企業における障害者雇用の推移



【法定雇用率】 2.0% → 2.2% → 2.3%

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年からは43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は（ 精神障害者である短時間労働者は（ 精神障害者である短時間労働者は
平成18年度以降 平成22年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。□

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている。

詳細表

1 民間企業における雇用状況

(1) 県内民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

① 概況

区分	① 企業数 4,123 (4,118)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数 863,559.5 (861,513.5)	③ 障害者の数			④ 美雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業数 2,094 (2,056)	⑥ 法定雇用率達成企業割合 50.8 (49.9)
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者	C. 重度身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神上障害者(注4)			
民間企業			3364.0 (3,354.0)	866.0 (863.0)	10530.0 (10,498.0)	19,757.0 (19,058.0)	2.29 (2.21)	50.8 (49.9)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数								
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. 計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$					
民間企業	19,757.0 (19,658.0)	3,076.0 (3,063.0)	4,469.0 (4,379.0)	1,035.0 (1,000.0)	11,809.5 (11,916.0)	917.0 (875.0)	288.0 (291.0)	195.0 (182.0)	2,602.0 (2,478.0)	1,315.0 (1,195.0)	4,030.5 (3,830.5)	378.5 (433.0)	2,484.0 (2,197.0)	1,891.0 (1,437.0)	975.0 (771.0)	3,917.0 (3,302.6)	916.0 (770.5)

[1 (1) ①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除かれた雇用当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職种が相当の割合を占める業種について定められた半労働者(倍率)を除いた労働者数である。

注2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、B欄の計を算出するに当たっては注1の「法定雇用率」を適用し、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たっては、1人と0.5人とを併用している。ただし、精神障害者である短時間労働者であつても、以上の注1に該当するものについては、1人とカウントしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が30時間以上30時間未満の労働者である。

注4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であつて、次のいすれか1つに該当する者を含む。

① 平成30年6月2日以前に採用された者であること

② 平成30年6月2日以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者とは、精神障害者保健福祉手帳を取得した者であつて、()内は令和3年6月1日現在の数値である。

注6 B欄の「うち新規雇用分」は、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇用された障害者数である。

注7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から法定雇用率に算定されることとなった。

[1 (1) ②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②a欄及び②b欄の計である。

注2 ②a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②b欄の計を算出するに当たっては注1の「障害者の数」を適用し、②c欄の「重度以外の知的障害者」については法律上、1人と0.5人とを併用している。

注3 ②a欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②b欄の計を算出するに当たっては注1の「障害者の数」を適用し、②c欄の「重度以外の知的障害者」については法律上、1人と0.5人とを併用している。ただし、精神障害者である短時間労働者であつても、以上の注1に該当するものについては、1人とカウントしている。

注4 ②a欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②b欄は1週間の所定労働時間が30時間以上30時間未満の労働者である。

注5 ②a欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であつて、次のいすれか1つに該当する者である。

① 平成30年6月2日以前に採用された者であること

② 平成30年6月2日以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注6 ②b欄の「うち新規雇用分」は、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇用された障害者数である。

注7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から法定雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

① 企業数 区分	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注4)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者並びに精神障害者に精神障害者である短時間労働者(注5)			
規模計	4,123 (4,118)	863,559.5 (861,513.5)	3364.0 (3,354.0)	10530.0 (10,028.0)	2,211.5 (2,078.5)	2,094 (2,056)	50.8 (49.9)
43.5～ 100人未満	2,142 (2,126)	137,479.5 (136,927.5)	375.0 (397.0)	1625.0 (1,463.0)	540.0 (425.5)	1,043 (1,010)	48.7 (48.9)
100～ 300人未満	1,438 (1,415)	218,091.5 (218,722.5)	812.0 (809.0)	2536.0 (2,458.0)	604.0 (540.0)	778 (774)	54.1 (53.6)
300～ 500人未満	272 (274)	94,990.5 (96,482.5)	379 (395)	1,176 (89)	194.0 (198.0)	128 (121)	47.1 (44.2)
500～ 1,000人未満	159 (161)	98,700.0 (101,174.0)	402.0 (415.0)	1226.0 (1,175.0)	204.0 (198.5)	74 (61)	46.5 (39.8)
1,000人以上	112 (112)	314,298.0 (308,207.0)	1,396 (1,337.0)	3,967 (3,790.0)	669.5 (716.5)	71 (57)	63.4 (50.9)

注：①②③の表と同様

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数						
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + (d \times 0.5) + e$	f. うち新規雇用分
規模計	19,757.0 (19,038.0)	3,076.0 (3,063.0)	4,469.0 (4,579.0)	1,035.0 (1,060.0)	11,809.5 (11,916.0)	917.0 (875.0)	288.0 (291.0)	195.0 (182.0)	2,602.0 (2,478.0)	1,315.0 (1,195.0)	4,030.5 (3,839.5)	378.5 (433.0)	2,484.0 (2,197.0)	1,891.0 (1,437.0)	3,917.0 (3,302.5)	916.0 (770.5)
43.5～ 100人未満	3146.5 (2,866.5)	342.0 (357.0)	687.0 (657.0)	254.0 (235.0)	1682.0 (1,663.5)	1682.0 (1,663.5)	33.0 (40.0)	55.0 (53.0)	255.0 (234.0)	358.0 (299.0)	555.0 (516.5)	909.5 (886.5)	271.0 (266.0)	865.0 (565.0)	412.0 (276.0)	909.5 (886.5)
100～ 300人未満	4852.5 (4,756.0)	750.0 (747.0)	1203.0 (1,276.0)	266.0 (280.0)	3016.0 (3,125.0)	3016.0 (3,125.0)	62.0 (62.0)	74.0 (73.0)	531.0 (493.0)	411.0 (353.0)	934.5 (866.5)	902.0 (761.5)	569.0 (499.0)	433.0 (346.0)	233.0 (185.0)	902.0 (761.5)
300～ 500人未満	2148.5 (2,135.5)	329.0 (351.0)	503.0 (521.0)	84.0 (81.0)	1273.0 (1,336.5)	1273.0 (1,336.5)	50.0 (45.0)	20.0 (16.0)	346.0 (346.0)	113.0 (95.0)	522.5 (499.5)	353.0 (299.5)	265.0 (222.0)	114.0 (97.0)	62.0 (58.0)	353.0 (299.5)
500～ 1,000人未満	2166.0 (2,160.5)	371.0 (373.0)	532.0 (540.0)	78.0 (98.0)	1356.0 (1,399.0)	1356.0 (1,399.0)	31.0 (42.0)	11.0 (11.0)	345.0 (317.0)	59.0 (41.0)	447.5 (432.5)	362.5 (329.0)	299.0 (273.0)	77.0 (67.0)	50.0 (45.0)	362.5 (329.0)
1,000人以上	7443.5 (7,139.5)	1284.0 (1,235.0)	1544.0 (1,555.0)	353.0 (366.0)	4482.5 (4,342.0)	4482.5 (4,342.0)	112.0 (102.0)	35.0 (29.0)	1125.0 (1,088.0)	374.0 (407.0)	1571.0 (1,524.5)	1390.0 (1,223.0)	1080.0 (937.0)	402.0 (362.0)	218.0 (210.0)	1390.0 (1,223.0)

注：①②③の表と同様

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 4,123 (4,118)	人 863,559.5 (861,513.5)	人 3,364.0 (3,354.0)	人 866.0 (863.0)	人 10,530.0 (10,028.0)	人 3,266.0 (2,918.0)	人 19,757.0 (19,058.0)	人 2,211.5 (2,078.5)	% 2.29 (2.21)	企業 2,094 (2,056)	% 50.8 (49.9)
農、林、漁業	企業 9 (10)	人 937.0 (1,054.5)	人 3.0 (3.0)	人 1.0 (2.0)	人 24.0 (16.0)	人 7.0 (5.0)	人 34.5 (26.5)	人 8.5 (3.0)	% 3.68 (2.51)	企業 8 (7)	% 88.9 (70.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	1 (0)	48.5 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2.0 (0.0)	65.0 (0.0)	34.5 (0.0)	0.0 (0.0)	71.13 (0.00)	1 (0)	100.0 (0.0)
建設業	178 (182)	31,327.0 (31,850.0)	148.0 (150.0)	12.0 (17.0)	331.0 (300.0)	7.0 (14.0)	642.5 (624.0)	47.5 (42.0)	2.05 (1.96)	97 (89)	54.5 (48.9)
製造業	719 (728)	156,632.0 (153,926.5)	760.0 (766.0)	53.0 (42.0)	1,876.0 (1,811.0)	134.0 (121.0)	3,516.0 (3,445.5)	229.0 (257.5)	2.24 (2.24)	414 (414)	57.6 (56.9)
電気・ガス・熱供給・ 水道業	22 (20)	15,779.0 (15,783.0)	93.0 (89.0)	2.0 (4.0)	182.0 (170.0)	7.0 (6.0)	373.5 (355.0)	36.0 (8.5)	2.37 (2.25)	13 (11)	59.1 (55.0)
情報通信業	154 (159)	24,595.0 (24,965.5)	112.0 (113.0)	1.0 (2.0)	186.0 (178.0)	7.0 (6.0)	414.5 (409.0)	37.0 (33.5)	1.69 (1.64)	58 (60)	37.7 (37.7)
運輸業、郵便業	339 (344)	59,145.5 (62,864.5)	249.0 (262.0)	32.0 (33.0)	805.0 (827.0)	81.0 (80.0)	1,375.5 (1,424.0)	111.0 (93.0)	2.33 (2.27)	194 (194)	57.2 (56.4)
卸売業、小売業	697 (702)	189,899.5 (192,625.5)	573.0 (589.0)	201.0 (205.0)	2,229.0 (2,243.0)	835.0 (847.0)	3,993.5 (4,049.5)	303.0 (401.0)	2.10 (2.10)	274 (277)	39.3 (39.5)
金融業、保険業	49 (44)	26,635.0 (26,731.0)	159.0 (152.0)	10.0 (10.0)	215.0 (198.0)	12.0 (13.0)	549.0 (518.5)	47.5 (44.5)	2.06 (1.94)	19 (12)	38.8 (27.3)
不動産業、 物品賃貸業	96 (107)	15,693.0 (16,708.0)	54.0 (55.0)	6.0 (9.0)	130.0 (124.0)	20.0 (19.0)	254.0 (252.5)	29.5 (17.5)	1.62 (1.51)	41 (39)	42.7 (36.4)
学術研究、専門・技 術サービス業	132 (121)	39,453.5 (37,422.5)	125.0 (110.0)	33.0 (39.0)	440.0 (405.0)	176.0 (169.0)	811.0 (748.5)	88.5 (100.5)	2.06 (2.00)	53 (50)	40.2 (41.3)
宿泊業、飲食サービ ス業	129 (132)	23,801.0 (26,323.5)	72.0 (76.0)	23.0 (18.0)	230.0 (247.0)	55.0 (70.0)	424.5 (452.0)	28.5 (47.0)	1.78 (1.72)	53 (57)	41.1 (43.2)
生活関連サービス 業、娯楽業	133 (139)	17,620.5 (18,468.0)	56.0 (59.0)	24.0 (27.0)	211.0 (222.0)	50.0 (51.0)	372.0 (392.5)	30.5 (42.5)	2.11 (2.13)	59 (61)	44.4 (43.9)
教育、学習支援業	105 (100)	25,023.5 (22,107.0)	95.0 (86.0)	13.0 (14.0)	203.0 (185.0)	32.0 (28.0)	422.0 (385.0)	54.0 (40.0)	1.69 (1.74)	35 (43)	33.3 (43.0)
医療、福祉	885 (874)	139,206.5 (137,915.0)	564.0 (555.0)	364.0 (362.0)	2,340.0 (2,101.0)	1,545.0 (1,281.0)	4,604.5 (4,213.5)	832.5 (651.5)	3.31 (3.06)	543 (525)	61.4 (60.1)
複合サービス事業	32 (31)	8,215.5 (8,521.5)	37.0 (37.0)	4.0 (4.0)	67.0 (78.0)	8.0 (6.0)	149.0 (159.0)	8.5 (11.5)	1.81 (1.87)	12 (13)	37.5 (41.9)
サービス業	443 (425)	89,547.5 (84,247.5)	264.0 (252.0)	87.0 (75.0)	1,059.0 (923.0)	225.0 (202.0)	1,786.5 (1,603.0)	320.0 (285.0)	2.00 (1.90)	220 (204)	49.7 (48.0)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	19,757.0 (19,058.0)	3,076.0 (3,063.0)	671.0 (681.0)	4,469.0 (4,579.0)	1,035.0 (1,060.0)	11,809.5 (11,916.0)	917.0 (875.0)	288.0 (291.0)	195.0 (182.0)	2,602.0 (2,478.0)	1,315.0 (1,195.0)	4,030.5 (3,839.5)	378.5 (433.0)	2,484.0 (2,197.0)	1,891.0 (1,437.0)	975.0 (774.0)	3,917.0 (3,302.5)	916.0 (770.5)
農、林、漁業	34.5 (26.5)	2.0 (2.0)	1.0 (2.0)	9.0 (5.0)	2.0 (1.0)	15.0 (11.5)		1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	3.0 (3.0)	2.0 (1.0)	6.0 (5.5)		8.0 (4.0)	7.0 (7.0)	4.0 (4.0)	13.5 (9.5)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	34.5 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1.0 (0.0)	0.5 (0.0)		0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	3.0 (0.0)	1.5 (0.0)		2.0 (0.0)	61.0 (0.0)	0.0 (0.0)	32.5 (0.0)	
建設業	642.5 (624.0)	129.0 (133.0)	11.0 (16.0)	202.0 (186.0)	5.0 (12.0)	473.5 (474.0)		19.0 (17.0)	1.0 (1.0)	29.0 (29.0)	2.0 (1.0)	69.0 (64.5)		96.0 (80.0)	4.0 (6.0)	4.0 (5.0)	100.0 (85.5)	
製造業	3,516.0 (3,445.5)	688.0 (683.0)	45.0 (35.0)	859.0 (885.0)	59.0 (59.0)	2,309.5 (2,315.5)		72.0 (83.0)	8.0 (7.0)	585.0 (547.0)	48.0 (42.0)	761.0 (741.0)		395.0 (341.0)	64.0 (58.0)	37.0 (38.0)	445.5 (389.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	373.5 (355.0)	92.0 (89.0)	1.0 (3.0)	138.0 (132.0)	2.0 (2.0)	324.0 (314.0)		1.0 (0.0)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	4.0 (2.0)		42.0 (36.0)	6.0 (5.0)	1.0 (1.0)	45.5 (39.0)	
情報通信業	414.5 (409.0)	112.0 (113.0)	1.0 (1.0)	93.0 (93.0)	2.0 (1.0)	319.0 (320.5)		0.0 (0.0)	0.0 (1.0)	11.0 (8.0)	0.0 (1.0)	11.0 (9.5)		79.0 (75.0)	8.0 (6.0)	3.0 (2.0)	84.5 (79.0)	
運輸業、郵便業	1,375.5 (1,424.0)	244.0 (256.0)	26.0 (33.0)	459.0 (490.0)	33.0 (37.0)	989.5 (1,053.5)		5.0 (6.0)	6.0 (0.0)	163.0 (167.0)	31.0 (26.0)	194.5 (192.0)		167.0 (152.0)	33.0 (35.0)	16.0 (18.0)	191.5 (178.5)	
卸売業、小売業	3,993.5 (4,049.5)	490.0 (507.0)	164.0 (170.0)	755.0 (802.0)	293.0 (329.0)	2,045.5 (2,150.5)		83.0 (82.0)	37.0 (35.0)	836.0 (812.0)	369.0 (381.0)	1,223.5 (1,201.5)		512.0 (482.0)	299.0 (284.0)	126.0 (147.0)	724.5 (697.5)	
金融業、保険業	549.0 (518.5)	159.0 (152.0)	10.0 (10.0)	135.0 (143.0)	11.0 (12.0)	468.5 (463.0)		0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	12.0 (9.0)	0.0 (0.0)	12.0 (9.0)		63.0 (42.0)	6.0 (5.0)	5.0 (4.0)	68.5 (46.5)	
不動産業、 物品賃貸業	254.0 (252.5)	49.0 (50.0)	6.0 (9.0)	70.0 (72.0)	12.0 (9.0)	180.0 (185.5)		5.0 (5.0)	0.0 (0.0)	19.0 (21.0)	2.0 (2.0)	30.0 (32.0)		30.0 (24.0)	17.0 (15.0)	11.0 (7.0)	44.0 (35.0)	
学術研究、専門・技 術サービス業	811.0 (748.5)	123.0 (108.0)	30.0 (36.0)	156.0 (154.0)	75.0 (78.0)	469.5 (445.0)		2.0 (2.0)	3.0 (3.0)	53.0 (47.0)	71.0 (64.0)	95.5 (86.0)		160.0 (131.0)	101.0 (100.0)	71.0 (73.0)	246.0 (217.5)	
宿泊業、飲食サー ビス業	424.5 (452.0)	61.0 (66.0)	14.0 (16.0)	89.0 (103.0)	25.0 (37.0)	237.5 (269.5)		11.0 (10.0)	9.0 (2.0)	65.0 (70.0)	22.0 (21.0)	107.0 (102.5)		70.0 (65.0)	14.0 (21.0)	6.0 (9.0)	80.0 (89.0)	
生活関連サービ ス業、娯楽業	372.0 (392.5)	46.0 (51.0)	16.0 (22.0)	80.0 (89.0)	22.0 (25.0)	199.0 (225.5)		10.0 (8.0)	8.0 (5.0)	97.0 (102.0)	23.0 (20.0)	136.5 (133.0)		23.0 (23.0)	16.0 (14.0)	11.0 (8.0)	36.5 (34.0)	
教育、学習支援業	422.0 (385.0)	94.0 (86.0)	10.0 (11.0)	122.0 (119.0)	16.0 (16.0)	328.0 (310.0)		1.0 (0.0)	3.0 (3.0)	16.0 (13.0)	6.0 (6.0)	24.0 (19.0)		46.0 (39.0)	29.0 (20.0)	19.0 (14.0)	70.0 (56.0)	
医療、福祉	4,604.5 (4,213.5)	505.0 (497.0)	256.0 (242.0)	824.0 (853.0)	325.0 (291.0)	2,252.5 (2,234.5)		59.0 (58.0)	108.0 (120.0)	498.0 (457.0)	686.0 (595.0)	1,067.0 (990.5)		424.0 (399.0)	1,128.0 (787.0)	594.0 (392.0)	1,285.0 (988.5)	
複合サービス事業	149.0 (159.0)	35.0 (34.0)	2.0 (2.0)	38.0 (44.0)	6.0 (4.0)	113.0 (116.0)		2.0 (3.0)	2.0 (2.0)	18.0 (15.0)	1.0 (1.0)	24.5 (23.5)		10.0 (18.0)	2.0 (2.0)	1.0 (1.0)	11.5 (19.5)	
サービス業	1,786.5 (1,603.0)	247.0 (236.0)	78.0 (73.0)	440.0 (409.0)	146.0 (147.0)	1,085.0 (1,027.5)		17.0 (16.0)	9.0 (2.0)	196.0 (177.0)	49.0 (34.0)	263.5 (228.0)		357.0 (286.0)	96.0 (72.0)	66.0 (51.0)	438.0 (347.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
			A. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者(注4)	D. 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者並びに 精神障害者であ る短時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
製造業計	企業 719 (728)	人 156,632.0 (153,926.5)	人 760.0 (766.0)	人 53.0 (42.0)	人 1,876.0 (1,811.0)	人 134.0 (121.0)	人 3,516.0 (3,445.5)	人 229.0 (257.5)	% 2.24 (2.24)	企業 414 (414)	% 57.6 (56.9)
食料品・たばこ	企業 165 (171)	人 31,703.5 (32,435.5)	人 108.0 (120.0)	人 29.0 (25.0)	人 511.0 (505.0)	人 99.0 (88.0)	人 805.5 (814.0)	人 81.5 (78.5)	% 2.54 (2.51)	企業 121 (124)	% 73.3 (72.5)
繊維工業	11 (11)	1,214.5 (1,265.5)	7.0 (7.0)	0.0 (0.0)	10.0 (12.0)	0.0 (0.0)	24.0 (26.0)	1.0 (2.0)	1.98 (2.05)	6 (6)	54.5 (54.5)
木材・家具	24 (26)	2,584.5 (2,752.5)	23.0 (28.0)	0.0 (0.0)	28.0 (33.0)	1.0 (2.0)	74.5 (90.0)	1.0 (4.0)	2.88 (3.27)	17 (19)	70.8 (73.1)
パルプ・紙・印刷	44 (45)	6,248.5 (6,161.5)	26.0 (26.0)	5.0 (4.0)	75.0 (68.0)	4.0 (3.0)	134.0 (125.5)	9.0 (4.5)	2.14 (2.04)	22 (20)	50.0 (44.4)
化学工業	66 (67)	10,878.5 (10,726.0)	43.0 (43.0)	2.0 (3.0)	131.0 (121.0)	6.0 (6.0)	222.0 (213.0)	11.0 (27.0)	2.04 (1.99)	32 (36)	48.5 (53.7)
窯業・土石	34 (35)	5,958.0 (6,008.0)	19.0 (21.0)	1.0 (1.0)	77.0 (65.0)	2.0 (2.0)	117.0 (109.0)	5.0 (26.0)	1.96 (1.81)	19 (16)	55.9 (45.7)
鉄鋼	29 (28)	10,034.5 (10,033.0)	43.0 (46.0)	1.0 (0.0)	118.0 (117.0)	2.0 (2.0)	206.0 (210.0)	14.0 (12.5)	2.05 (2.09)	10 (12)	34.5 (42.9)
非鉄金属	11 (10)	2,131.0 (2,084.0)	7.0 (7.0)	1.0 (0.0)	23.0 (23.0)	0.0 (0.0)	38.0 (37.0)	1.0 (1.0)	1.78 (1.78)	5 (3)	45.5 (30.0)
金属製品	80 (79)	8,499.5 (8,399.0)	34.0 (35.0)	2.0 (1.0)	102.0 (90.0)	4.0 (3.0)	174.0 (162.5)	19.0 (6.0)	2.05 (1.93)	50 (44)	62.5 (55.7)
電気機械	77 (79)	20,021.5 (19,924.5)	111.0 (106.0)	4.0 (2.0)	224.0 (225.0)	3.0 (4.0)	451.5 (441.0)	43.0 (41.0)	2.26 (2.21)	44 (44)	57.1 (55.7)
その他機械	131 (135)	47,292.5 (47,617.0)	283.0 (291.0)	5.0 (3.0)	452.0 (451.0)	11.0 (7.0)	1,028.5 (1,039.5)	35.0 (44.5)	2.17 (2.18)	66 (68)	50.4 (50.4)
その他	47 (42)	10,065.5 (6,520.0)	56.0 (36.0)	3.0 (3.0)	125.0 (101.0)	2.0 (4.0)	241.0 (178.0)	8.5 (10.5)	2.39 (2.73)	22 (22)	46.8 (52.4)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 $a \times 2 + b +$ $c + d \times 0.5$	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 $a \times 2 + b +$ $c + d \times 0.5$	c. 精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. dのうち、 (注5)に該 当する職員	f. 計 $c + (d - e) \times$ $0.5 + e$
製造業計	3,516.0 (3,445.5)	688.0 (683.0)	45.0 (35.0)	859.0 (885.0)	59.0 (59.0)	2,309.5 (2,315.5)	72.0 (83.0)	8.0 (7.0)	585.0 (547.0)	48.0 (42.0)	761.0 (741.0)	395.0 (341.0)	64.0 (58.0)	37.0 (38.0)	445.5 (389.0)
食料品・たばこ	805.5 (814.0)	81.0 (81.0)	23.0 (19.0)	153.0 (173.0)	39.0 (39.0)	357.5 (377.5)	27.0 (37.0)	6.0 (6.0)	255.0 (242.0)	41.0 (35.0)	335.5 (339.5)	87.0 (74.0)	35.0 (30.0)	16.0 (16.0)	112.5 (97.0)
繊維工業	24.0 (26.0)	7.0 (7.0)	0.0 (0.0)	4.0 (5.0)	0.0 (0.0)	18.0 (19.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	3.0 (4.0)	0.0 (0.0)	3.0 (4.0)	3.0 (3.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	3.0 (3.0)
木材・家具	74.5 (90.0)	19.0 (24.0)	0.0 (0.0)	22.0 (26.0)	1.0 (2.0)	60.5 (75.0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	6.0 (7.0)	0.0 (0.0)	14.0 (15.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	134.0 (125.5)	25.0 (25.0)	4.0 (4.0)	31.0 (31.0)	1.0 (0.0)	85.5 (85.0)	1.0 (1.0)	1.0 (0.0)	24.0 (21.0)	2.0 (3.0)	28.0 (24.5)	20.0 (14.0)	1.0 (2.0)	0.0 (2.0)	20.5 (16.0)
化学工業	222.0 (213.0)	39.0 (38.0)	2.0 (3.0)	58.0 (58.0)	4.0 (3.0)	140.0 (138.5)	4.0 (5.0)	0.0 (0.0)	36.0 (33.0)	2.0 (3.0)	45.0 (44.5)	34.0 (27.0)	3.0 (3.0)	3.0 (3.0)	37.0 (30.0)
窯業・土石	117.0 (109.0)	17.0 (19.0)	1.0 (1.0)	45.0 (39.0)	1.0 (1.0)	80.5 (78.5)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)	17.0 (14.0)	0.0 (0.0)	21.0 (18.0)	14.0 (12.0)	2.0 (1.0)	1.0 (0.0)	15.5 (12.5)
鉄鋼	206.0 (210.0)	36.0 (38.0)	1.0 (0.0)	63.0 (62.0)	2.0 (2.0)	137.0 (139.0)	7.0 (8.0)	0.0 (0.0)	22.0 (23.0)	0.0 (0.0)	36.0 (39.0)	25.0 (25.0)	8.0 (7.0)	8.0 (7.0)	33.0 (32.0)
非鉄金属	38.0 (37.0)	7.0 (7.0)	1.0 (0.0)	10.0 (10.0)	0.0 (0.0)	25.0 (24.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5.0 (5.0)	0.0 (0.0)	5.0 (5.0)	8.0 (8.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	8.0 (8.0)
金属製品	174.0 (162.5)	31.0 (33.0)	2.0 (0.0)	64.0 (57.0)	3.0 (2.0)	129.5 (124.0)	3.0 (2.0)	0.0 (1.0)	18.0 (12.0)	0.0 (0.0)	24.0 (17.0)	18.0 (17.0)	3.0 (5.0)	2.0 (4.0)	20.5 (21.5)
電気機械	451.5 (441.0)	105.0 (100.0)	3.0 (2.0)	115.0 (121.0)	3.0 (4.0)	329.5 (325.0)	6.0 (6.0)	1.0 (0.0)	48.0 (46.0)	0.0 (0.0)	61.0 (58.0)	56.0 (54.0)	5.0 (4.0)	5.0 (4.0)	61.0 (58.0)
その他機械	1,028.5 (1,039.5)	280.0 (288.0)	5.0 (3.0)	237.0 (257.0)	3.0 (4.0)	803.5 (838.0)	3.0 (3.0)	0.0 (0.0)	110.0 (102.0)	3.0 (1.0)	117.5 (108.5)	103.0 (90.0)	7.0 (4.0)	2.0 (2.0)	107.5 (93.0)
その他	241.0 (178.0)	41.0 (21.0)	3.0 (3.0)	57.0 (46.0)	2.0 (2.0)	143.0 (92.0)	15.0 (15.0)	0.0 (0.0)	41.0 (38.0)	0.0 (0.0)	71.0 (68.0)	27.0 (17.0)	0.0 (2.0)	0.0 (0.0)	27.0 (18.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数(注1・注2)								③障害者の数が0人である企業数(注3)
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	2,029 (100.0%)	1,384 (68.2%)	356 (17.5%)	141 (6.9%)	87 (4.3%)	56 (2.8%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	1,152 (56.8%)
43.5-100人未満	1,099 (100.0%)	1,042 (94.8%)	57 (5.2%)	-	-	-	-	-	-	1,002 (91.2%)
100-300人未満	660 (100.0%)	277 (42.0%)	246 (37.3%)	92 (13.9%)	38 (5.8%)	7 (1.1%)	-	-	-	148 (22.4%)
300-500人未満	144 (100.0%)	36 (25.0%)	31 (21.5%)	30 (20.8%)	30 (20.8%)	17 (11.8%)	-	-	-	2 (1.4%)
500-1000人未満	85 (100.0%)	17 (20.0%)	18 (21.2%)	15 (17.6%)	13 (15.3%)	22 (25.9%)	-	-	-	0 (0.0%)
1,000人以上	41 (100.0%)	12 (29.3%)	4 (9.8%)	4 (9.8%)	6 (14.6%)	10 (24.4%)	3 (7.3%)	-	2 (4.9%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における当該不足数企業の構成比(②/①)である。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

注3 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における当該障害者雇用0人企業の構成比(③/①)である。

【参考】身体障害者の部別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	410	984	92	4,208	2,652	8,346

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～100人未満	89	150	23	675	384	1,321
100～300人未満	124	234	23	1,071	692	2,144
300～500人未満	40	115	14	444	290	903
500～1000人未満	38	110	6	484	292	930
1,000人以上	119	375	26	1,534	994	3,048

注 1 (5) ①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	1	1	0	9	3	14
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	1	0	1
建設業	9	18	1	168	133	329
製造業	55	336	12	741	394	1,538
電気・ガス・熱供給・水道業	8	13	2	146	64	233
情報通信業	16	28	1	81	51	177
運輸業、郵便業	17	56	7	346	258	684
卸売業、小売業	64	137	22	783	533	1,539
金融業、保険業	14	25	0	59	38	136
不動産業、物品賃貸業	4	9	0	64	39	116
学術研究、専門・技術サービス業	13	20	4	155	171	363
宿泊業、飲食サービス業	9	13	2	82	53	159
生活関連サービス業、娯楽業	5	23	2	68	45	143
教育、学習支援業	10	15	0	115	91	231
医療、福祉	155	220	23	925	480	1,803
複合サービス事業	2	4	1	47	24	78
サービス業	28	66	15	418	275	802

注 1 (5) ①の表と同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
全国	機関 164 (160)	人 363592.0 (361,308.0)	人 2547.0 (2,535.0)	人 298.0 (325.0)	人 4744.0 (4,489.0)	人 546.0 (519.0)	人 10409.0 (10,143.5)	人 975.5 (1,057.0)	% 2.86 (2.81)	機関 153 (143)	% 93.3 (89.4)
福岡	機関 2 (2)	人 9161.0 (9,076.5)	人 84.0 (85.0)	人 4.0 (4.0)	人 118.0 (114.0)	人 14.0 (12.0)	人 297.0 (294.0)	人 12.0 (12.0)	% 3.24 (3.24)	機関 2 (2)	% 100.0 (100.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
全国	人 10,409.0 (10,143.5)	人 2,539.0 (2,528.0)	人 295.0 (323.0)	人 2,904.0 (2,881.0)	人 413.0 (408.0)	人 8,483.5 (8,464.0)	人 485.0 (552.5)	人 8.0 (7.0)	人 3.0 (2.0)	人 205.0 (191.0)	人 77.0 (67.0)	人 262.5 (240.5)	人 78.5 (59.0)	人 1,432.0 (1,201.0)	人 259.0 (260.0)	人 203.0 (216.0)	人 1,663.0 (1,439.0)	人 412.0 (445.5)	
福岡	人 297.0 (294.0)	人 84.0 (85.0)	人 4.0 (4.0)	人 86.0 (89.0)	人 14.0 (12.0)	人 265.0 (269.0)	人 6.0 (6.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 4.0 (2.0)	人 0.0 (0.0)	人 4.0 (2.0)	人 2.0 (2.0)	人 28.0 (23.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 28.0 (23.0)	人 4.0 (4.0)	

[1 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外準相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 注4 C欄の精神障害者には、平成30年4月以降は、精神障害者である短時間勤務職員であって、次の①かつ②を満たす者を含む。
①新規雇入れから3年以内の者、又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者
②令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者
- 注5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 注6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 注7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 注2 ②a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 注3 ②d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 注4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 注5 e欄の職員とは、平成30年4月以降は、精神障害者である短時間勤務職員であって、次の①かつ②を満たす者である。
①新規雇入れから3年以内の者、又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者
②令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者
- 注6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 注7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である 短時間勤 務職員	C. 重度 以外の身 体障害 者、知的 障害者及 び精神障 害者(注 4)	D. 重度以外 身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間勤務職 員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新 規雇用分			
全国	機関 2,462 (2,477)	人 1341687.5 (1,329,895.5)	人 8239.0 (8,133.0)	人 644.0 (644.0)	人 16787.0 (15,867.0)	人 1253.0 (1,185.0)	人 34535.5 (33,369.5)	人 3193.5 (3,651.5)	% 2.57 (2.51)	機関 1,846 (1,763)	% 75.0 (71.2)
福岡	機関 85 (85)	人 50801.0 (50,566.0)	人 324.0 (323.0)	人 17.0 (16.0)	人 708.0 (824.0)	人 34.0 (31.0)	人 1390.0 (1,359.5)	人 131.5 (194.0)	% 2.74 (2.69)	機関 73 (75)	% 85.9 (88.2)

注 2(1)①の表と同じ。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身 体障害者	b. 重度 身体障害 者である 短時間勤 働者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	a. 重度知 的障害者	b. 重度 知的障害 者である 短時間勤 働者	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b +c+d× 0.5	f. うち新 規雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者であ る短時間 労働者	e. dのう ち、(注5) に該当す る職員	f. 計 c+(d-e) ×0.5+e	g. うち新 規雇用分	
全国	人 34,535.5 (33,369.5)	人 8,142.0 (8,043.0)	人 597.0 (595.0)	人 10,228.0 (10,176.0)	人 856.0 (832.0)	人 27,537.0 (27,473.0)	人 1,754.0 (2,021.0)	人 97.0 (90.0)	人 47.0 (49.0)	人 1,083.0 (985.0)	人 219.0 (219.0)	人 1,433.5 (1,323.5)	人 257.5 (299.5)	人 4,896.0 (4,188.0)	人 758.0 (652.0)	人 580.0 (518.0)	人 5,565.0 (4,773.0)	人 1,182.0 (1,333.0)	
福岡	人 1,390.0 (1,359.5)	人 324.0 (323.0)	人 17.0 (16.0)	人 394.0 (408.0)	人 31.0 (30.0)	人 1,074.5 (1,085.0)	人 65.0 (92.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 51.0 (41.0)	人 1.0 (1.0)	人 51.5 (41.5)	人 14.0 (16.0)	人 255.0 (228.0)	人 10.0 (5.0)	人 8.0 (5.0)	人 264.0 (233.0)	人 52.5 (86.0)	

注 2(1)②の表と同じ。

(3) 法定雇用率2.5%が適用される県などの教育委員会

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
全国	機関 95 (99)	人 726284.5 (729,403.5)	人 3894.0 (3,902.0)	人 247.0 (241.0)	人 8197.0 (7,820.0)	人 538.0 (483.0)	人 16501.0 (16,106.5)	人 2337.5 (2,707.5)	% 2.27 (2.21)	機関 58 (50)	% 61.1 (50.5)
福岡	機関 2 (2)	人 18251.5 (18,201.0)	人 107.0 (117.0)	人 2.0 (6.0)	人 120.0 (144.0)	人 1.0 (5.0)	人 336.5 (386.5)	人 21.0 (106.5)	% 1.84 (2.12)	機関 1 (1)	% 50.0 (50.0)

注：2(1)①の表と同じ。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5	g. うち新規雇用分
全国	人 16,501.0 (16,106.5)	人 3,821.0 (3,837.0)	人 240.0 (233.0)	人 4,349.0 (4,364.0)	人 333.0 (316.0)	人 12,397.5 (12,429.0)	人 1,139.0 (1,327.0)	人 73.0 (65.0)	人 7.0 (8.0)	人 646.0 (609.0)	人 141.0 (122.0)	人 869.5 (808.0)	人 263.5 (304.5)	人 2,853.0 (2,536.0)	人 413.0 (356.0)	人 349.0 (311.0)	人 3,234.0 (2,869.5)	人 935.0 (1,076.0)
福岡	人 336.5 (386.5)	人 106.0 (117.0)	人 2.0 (5.0)	人 87.0 (96.0)	人 1.0 (3.0)	人 301.5 (336.5)	人 13.0 (73.0)	人 1.0 (0.0)	人 0.0 (1.0)	人 2.0 (7.0)	人 0.0 (0.0)	人 4.0 (8.0)	人 0.0 (5.0)	人 30.0 (41.0)	人 1.0 (2.0)	人 1.0 (0.0)	人 31.0 (42.0)	人 8.0 (28.5)

注：2(1)②の表と同じ。

3 独立行政法人等における雇用状況

(1) 概況(法定雇用率2.6%)

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成法人の 数	⑥ 法定雇用率 達成法人の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 (注4)	D. 重度以 外身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分				
全国	計	法人 365 (364)	人 455,960.5 (455,189.5)	人 2852.0 (2,920.0)	人 208.0 (218.0)	人 6332.0 (6,022.0)	人 353.0 (329.0)	人 12,420.5 (12,244.5)	人 1,380.0 (1,492.5)	% 2.72 (2.69)	法人 292 284	% 80.0 (78.0)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	91 (91)	217,650.0 (217,385.0)	1371.0 (1,408.0)	121.0 (132.0)	3121.0 (3,017.0)	249.0 (209.0)	6,108.5 (6,069.5)	637.5 (691.0)	2.81 (2.79)	78 80	85.7 (87.9)
	国立大学法人等	86 (89)	149,209.0 (149,847.5)	994.0 (1,023.0)	44.0 (42.0)	1976.0 (1,889.0)	37.0 (43.0)	4,026.5 (3,998.5)	394.0 (500.5)	2.70 (2.67)	70 70	81.4 (78.7)
	地方独立行政法人 等	188 (184)	89,101.5 (87,957.0)	487.0 (489.0)	43.0 (44.0)	1235.0 (1,116.0)	67.0 (77.0)	2,285.5 (2,176.5)	348.5 (301.0)	2.57 (2.47)	144 134	76.6 (72.8)
福岡	計	法人 18 (18)	人 11,052.5 (11,063.5)	人 68.0 (75.0)	人 8.0 (5.0)	人 142.0 (138.0)	人 4.0 (6.0)	人 288.0 (296.0)	人 72.0 (67.5)	% 2.61 (2.68)	法人 16 17	% 88.9 (94.4)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 0	0.0 (0.0)
	国立大学法人等	3 (3)	6,558.0 (6,601.0)	40.0 (45.0)	4.0 (1.0)	84.0 (85.0)	1.0 (2.0)	168.5 (177.0)	43.5 (45.0)	2.57 (2.68)	2 3	66.7 (100.0)
	地方独立行政法人 等	15 (15)	4,494.5 (4,462.5)	28.0 (30.0)	4.0 (4.0)	58.0 (53.0)	3.0 (4.0)	119.5 (119.0)	28.5 (22.5)	2.66 (2.67)	14 14	93.3 (93.3)

注: 1(1)①の表と同じ(※職員を労働者と読み替える。)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. その他新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. その他新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e) ×0.5	g. その他新規雇用分	
全国	計	12,420.5 (12,244.5)	2,432.0 (2,504.0)	195.0 (199.0)	2,823.0 (2,830.0)	191.0 (179.0)	7,977.5 (8,126.5)	694.0 (802.0)	420.0 (416.0)	13.0 (19.0)	908.0 (862.0)	42.0 (42.0)	1,782.0 (1,734.0)	123.0 (185.5)	2,416.0 (2,181.0)	305.0 (257.0)	185.0 (149.0)	2,661.0 (2,384.0)	557.0 (505.0)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	6,108.5 (6,069.5)	1,300.0 (1,335.0)	116.0 (124.0)	1,564.0 (1,565.0)	134.0 (118.0)	4,347.0 (4,418.0)	364.5 (410.5)	71.0 (73.0)	5.0 (8.0)	259.0 (242.0)	32.0 (27.0)	422.0 (409.5)	23.5 (40.5)	1,215.0 (1,119.0)	166.0 (155.0)	83.0 (91.0)	1,339.5 (1,242.0)	243.5 (240.0)
	国立大学法人等	4,026.5 (3,998.5)	714.0 (740.0)	39.0 (37.0)	745.0 (756.0)	22.0 (24.0)	2,223.0 (2,285.0)	180.5 (231.5)	280.0 (283.0)	5.0 (5.0)	443.0 (430.0)	3.0 (1.0)	1,009.5 (1,001.5)	50.0 (105.5)	743.0 (679.0)	57.0 (42.0)	45.0 (24.0)	794.0 (712.0)	153.5 (163.5)
	地方独立行政法人等	2,285.5 (2,176.5)	418.0 (429.0)	40.0 (38.0)	514.0 (509.0)	35.0 (37.0)	1,407.5 (1,423.5)	149.0 (160.0)	69.0 (60.0)	3.0 (6.0)	206.0 (190.0)	7.0 (14.0)	350.5 (323.0)	39.5 (39.5)	458.0 (383.0)	82.0 (60.0)	57.0 (34.0)	527.5 (430.0)	160.0 (101.5)
福岡	計	288.0 (296.0)	67.0 (73.0)	8.0 (5.0)	71.0 (66.0)	1.0 (2.0)	213.5 (218.0)	43.5 (51.0)	1.0 (2.0)	0.0 (0.0)	10.0 (14.0)	0.0 (0.0)	12.0 (18.0)	3.0 (1.0)	55.0 (55.0)	9.0 (7.0)	6.0 (3.0)	62.5 (60.0)	24.5 (15.5)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	国立大学法人等	168.5 (177.0)	40.0 (44.0)	4.0 (1.0)	39.0 (38.0)	0.0 (0.0)	123.0 (127.0)	24.0 (34.0)	0.0 (1.0)	0.0 (0.0)	6.0 (10.0)	0.0 (0.0)	6.0 (12.0)	3.0 (1.0)	36.0 (36.0)	4.0 (3.0)	3.0 (1.0)	39.5 (38.0)	16.5 (10.0)
	地方独立行政法人等	119.5 (119.0)	27.0 (29.0)	4.0 (4.0)	32.0 (28.0)	1.0 (2.0)	90.5 (91.0)	19.5 (17.0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	6.0 (6.0)	0.0 (0.0)	19.0 (19.0)	5.0 (4.0)	3.0 (2.0)	23.0 (22.0)	8.0 (5.5)

注：1(1)②の表と同じ(※職員を労働者と読み替える。)

※独立行政法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、地方独立行政法人等とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

【参考】都道府県の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害		音声・言語・そ しゃく機能 障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害				上肢 不自由	下肢 不自由	体幹機 能障害	上肢機 能障害	移動機 能障害	心臓機 能障害	じん臓機 能障害	呼吸器 機能障 害	ぼうこう又は 直腸機能障 害	小腸機 能障害	免疫機 能障害	肝臓機 能障害
都道府県の機関	188	0	9	5	0	0	23	44	23	34	6	20	16	1	4	2	0	1
市町村の機関	766	16	15	61	0	9	91	244	40	27	38	138	59	4	11	4	5	4
県などの教育委員会	196	26	13	31	0	2	34	34	2	0	0	29	17	2	5	0	1	0

※実人数

	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能 障害	肢体不自由	内部障害
独立行政法人等	143	7	7	1	80	48

4 公的機関の各機関の状況

(1) 都道府県の機関の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
都道府県の機関合計	9,161.0	297.0	3.24	0.0	
福岡県	8,048.5	267.5	3.32	0.0	※注4
福岡県警察本部	1,112.5	29.5	2.65	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成30年4月以降は、新規雇入れから3年以内の者、又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

※特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
福岡県	福岡県議会事務局

(2)市町村の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
市町村機関合計	50,801.0	1,390.0	2.74	15.5	
北九州市	9,811.5	284.0	2.89	0.0	※注4
福岡市	16,278.0	436.0	2.68	0.0	※注4
大牟田市	920.0	23.5	2.55	0.0	
久留米市	2,033.0	58.0	2.85	0.0	
直方市	482.5	13.0	2.69	0.0	※注4
飯塚市	1,006.0	26.5	2.63	0.0	
田川市	612.0	20.0	3.27	0.0	※注4
柳川市	637.5	18.0	2.82	0.0	※注4
八女市	511.0	17.0	3.33	0.0	
筑後市	464.5	14.5	3.12	0.0	※注4
大川市	381.0	9.5	2.49	0.0	※注4
行橋市	741.0	20.5	2.77	0.0	※注4
豊前市	292.0	10.0	3.42	0.0	※注4
中間市	320.0	11.0	3.44	0.0	※注4
小郡市	550.0	14.5	2.64	0.0	※注4
筑紫野市	734.0	20.0	2.72	0.0	※注4
春日市	708.5	19.5	2.75	0.0	※注4
大野城市	868.5	22.0	2.53	0.0	※注4
宗像市	586.0	18.0	3.07	0.0	※注4
太宰府市	538.5	14.0	2.60	0.0	※注4
古賀市	458.0	11.5	2.51	0.0	※注4
福津市	421.5	10.0	2.37	0.0	※注4
うきは市	320.0	9.0	2.81	0.0	
宮若市	268.5	7.0	2.61	0.0	
嘉麻市	459.5	13.5	2.94	0.0	
朝倉市	577.0	16.0	2.77	0.0	
みやま市	447.0	12.5	2.80	0.0	※注4
糸島市	562.5	15.5	2.76	0.0	※注4
那珂川市	262.0	8.0	3.05	0.0	※注4
宇美町	269.0	4.0	1.49	2.0	※注4
篠栗町	157.0	4.0	2.55	0.0	
志免町	380.5	10.0	2.63	0.0	※注4
須恵町	135.0	4.0	2.96	0.0	
新宮町	185.5	5.0	2.70	0.0	
久山町	92.5	3.0	3.24	0.0	
粕屋町	280.0	7.0	2.50	0.0	※注4
芦屋町	162.5	3.0	1.85	1.0	
水巻町	172.5	7.0	4.06	0.0	※注4
岡垣町	149.0	4.0	2.68	0.0	
遠賀町	127.5	4.0	3.14	0.0	
小竹町	163.0	5.0	3.07	0.0	※注4
鞍手町	200.0	3.0	1.50	2.0	※注4、注5
桂川町	185.5	5.0	2.70	0.0	※注4
筑前町	259.0	6.0	2.32	0.0	
東峰村	92.0	2.0	2.17	0.0	
大刀洗町	121.0	2.0	1.65	1.0	
大木町	97.5	4.0	4.10	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
広川町	141.0	4.0	2.84	0.0	
香春町	135.5	5.0	3.69	0.0	※注4
添田町	163.0	5.0	3.07	0.0	
糸田町	212.5	5.0	2.35	0.0	※注4
川崎町	242.0	6.0	2.48	0.0	
大任町	99.5	5.0	5.03	0.0	
赤村	52.0	0.0	0.00	1.0	
福智町	288.0	6.0	2.08	1.0	※注4
菊田町	424.0	10.0	2.36	1.0	※注4
みやこ町	392.0	11.0	2.81	0.0	
吉富町	94.0	1.0	1.06	1.0	※注6
上毛町	127.5	5.0	3.92	0.0	
築上町	298.5	8.0	2.68	0.0	※注4
大牟田市教育委員会	95.5	2.5	2.62	0.0	
飯塚市教育委員会	172.5	5.0	2.90	0.0	
八女市教育委員会	187.0	8.0	4.28	0.0	
うきは市教育委員会	107.0	2.0	1.87	0.0	
宮若市教育委員会	78.5	3.0	3.82	0.0	
嘉麻市教育委員会	229.5	4.0	1.74	1.0	
朝倉市教育委員会	88.5	2.5	2.82	0.0	
篠栗町教育委員会	50.0	1.0	2.00	0.0	
須恵町教育委員会	67.0	2.0	2.99	0.0	
新宮町教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
芦屋町教育委員会	58.0	1.0	1.72	0.0	
筑前町教育委員会	74.0	2.0	2.70	0.0	
大刀洗町教育委員会	61.0	0.0	0.00	1.0	
川崎町教育委員会	46.5	1.0	2.15	0.0	
北九州市消防局	77.0	2.0	2.60	0.0	
大牟田市企業局	74.5	1.0	1.34	0.0	
久留米市企業局	152.0	4.0	2.63	0.0	
飯塚市企業局	50.5	2.0	3.96	0.0	
門川市立病院	174.0	5.0	2.87	0.0	
公立八女総合病院企業団	442.5	9.5	2.15	1.5	
福岡地区水道企業団	88.5	2.0	2.26	0.0	
春日那珂川水道企業団	46.5	1.0	2.15	0.0	
恒賀・中間地域広域行政事務組合	40.0	1.0	2.50	0.0	
芦屋町ポートレース事業局	85.0	0.0	0.00	2.0	
福岡市議会事務局	44.5	1.0	2.25	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外準相当職員数(但除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 注5 鞍手町は、12月1日時点において、障害者の数5.0人、実雇用率2.50%、不足数0.0人となっている。
- 注6 吉富町は、11月15日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率2.12%、不足数0.0人となっている。

特例認定一覧(市町村等)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
北九州市	北九州市上下水道局	北九州市交通局	北九州市公営競技局	北九州市教育委員会
福岡市	福岡市教育委員会	福岡市水道局	福岡市交通局	
直方市	直方市教育委員会			
田川市	田川市教育委員会			
柳川市	柳川市教育委員会			
筑後市	筑後市教育委員会			
大川市	大川市教育委員会			
行橋市	行橋市教育委員会			
豊前市	豊前市教育委員会			
中間市	中間市教育委員会			
小郡市	小郡市教育委員会			
筑紫野市	筑紫野市教育委員会			
春日市	春日市教育委員会事務局	春日市議会事務局	春日市選挙管理委員会事務局	春日市監査事務局 春日市農業委員会事務局
大野城市	大野城市教育委員会	大野城市上下水道局		
宗像市	宗像市教育委員会			
太宰府市	太宰府市教育委員会			
古賀市	古賀市教育委員会			
福津市	福津市教育委員会			
みやま市	みやま市教育委員会			
糸島市	糸島市教育委員会			
那珂川市	那珂川市教育委員会			
宇美町	宇美町教育委員会			
志免町	志免町教育委員会			
粕屋町	粕屋町教育委員会			
水巻町	水巻町教育委員会	水巻町議会事務局		
小竹町	小竹町教育委員会			
鞍手町	鞍手町教育委員会			
桂川町	桂川町教育委員会			
香春町	香春町教育委員会			
糸田町	糸田町教育委員会			
福智町	福智町教育委員会			
苅田町	苅田町教育委員会			
築上町	築上町教育委員会			

(3) 法定雇用率2.5%が適用される県などの教育委員会の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
都道府県等の教育委員会合計	18,251.5	336.5	1.84	120.5	
福岡県教育委員会	18,000.5	329.5	1.83	120.5	
久留米市教育委員会	251.0	7.0	2.79	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
国立大学法人等合計	6,558.0	168.5	2.57	3.0	
国立大学法人 九州大学	5,649.0	147.5	2.61	0.0	
国立大学法人九州工業大学	579.5	12.0	2.07	3.0	※注4
国立大学法人 福岡教育大学	329.5	9.0	2.73	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、労働者総数から除外労働者数を除いた労働者数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、短時間労働者である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 国立大学法人九州工業大学は、10月1日時点において、障害者の数15.0人、実雇用率2.56%、不足数0.0人となっている。

(5) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
地方独立行政法人等合計	4,494.5	119.5	2.66	1.5	
福岡県 住宅供給 公社	102.0	3.0	2.94	0.0	
福岡市住宅供給公社	63.0	3.0	4.76	0.0	
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	870.0	23.5	2.70	0.0	
地方独立行政法人 北九州市立病院機構	1,302.0	31.5	2.42	1.5	※注4
地方独立行政法人 大牟田市立病院	360.0	9.0	2.50	0.0	
地方独立行政法人 芦屋中央病院	188.5	4.0	2.12	0.0	
北九州市住宅供給公社	144.0	3.0	2.08	0.0	
公立大学法人 九州歯科大学	161.5	6.0	3.72	0.0	
公立大学法人 北九州市立大学	339.0	9.0	2.65	0.0	
地方独立行政法人くらて病院	218.0	6.0	2.75	0.0	
公立大学法人 福岡県立大学	108.0	3.0	2.78	0.0	
地方独立行政法人 川崎町立病院	66.5	2.0	3.01	0.0	
公立大学法人福岡女子大学	108.0	2.0	1.85	0.0	
福岡北九州高速道路公社	195.0	6.0	3.08	0.0	
地方独立行政法人筑後市立病院	269.0	8.5	3.16	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、労働者総数から除外労働者数を除いた労働者数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、短時間労働者である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 地方独立行政法人北九州市立病院機構は、7月1日時点において、障害者の数33.5人、実雇用率2.59%、不足数0.0人となっている。